

習志野市教育委員会会議録
(令和6年第11回定例会)

1 期 日	令和6年11月20日(水) 市庁舎3階大会議室 開会時刻 午後1時30分 閉会時刻 午後3時00分		
2 出席委員	教 育 長 委 員 委 員	小 熊 隆 古 本 敬 明 馬 場 祐 美	
3 出席職員	学校教育部長 生涯学習部長 学校教育部参事 学校教育部次長 生涯学習部次長 学校教育部副参事 学校教育部・生涯学習部副技監 教育総務課長 学務課長 保健体育安全課長(青少年センター所長) 指導課長 総合教育センター所長 学校給食センター所長 社会教育課長 生涯スポーツ課長 中央公民館長 菊田公民館長 中央図書館長 学校教育部主幹 学校教育部主幹 学校教育部主幹 学校教育部主幹 学校教育部主幹 学校教育部主幹(習志野高等学校事務長) 学校教育部主幹 学校教育部主幹 学校教育部主幹 学校教育部主幹 学校教育部主幹 学校教育部主幹 生涯学習部主幹 生涯学習部主幹 保健体育安全課主任指導主事	島 本 博 幸 府 馬 一 雄 佐々木 博 文 野 村 健 一 芹 澤 佐知子 相 澤 慶 一 塩 川 潔 早 川 誠 貴 寺 嶋 耕 一 荻 原 洋 利根川 賢 江 住 敏 也 石 垣 延 幸 越 川 智 子 忍 貴 弘 伊 東 尚 志 竹 口 正 樹 岡 野 重 吾 宮 崎 宗 長 西 郡 隆 司 伊 坂 尚 子 藤 代 薫 松 岡 隆 志 小久保 範 彰 久保田 英 志 水 嶋 りえ子 奥 山 昭 子 新 井 理 香 志 摩 豊 松 田 裕 美 高 田 賢 勇 依 子 黒 田 みのり	

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和6年度教育費予算案(12月補正)について
- (2) 令和6年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の授与について

第3 議決事項

議案第35号 令和6年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

第4 協議事項

- 協議第1号 令和7年度習志野市教育行政方針(素案)について
- 協議第2号 令和7年度教育費当初予算案について
- 協議第3号 (仮称)習志野市こども計画(案)について
- 協議第4号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和6年習志野市教育委員会第11回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が1名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、報告事項(1)及び(2)並びに議案第35号、協議第1号及び協議第2号を非公開とし、報告事項(1)並びに協議第1号及び協議第2号の非公開部分の会議録について、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

会議規則第15条第2項の規定により、協議第1号及び協議第2号を一括して担当者からの説明及び質疑を行うことについて報告した。

小熊教育長

令和6年第10回定例会の答弁の訂正の許可について諮り、承認された。

利根川指導課長

「報告事項(4)習志野市学びの多様化学校の概要と開室に向けたスケジュールについて」の質疑において、各委員より学びの多様化学校の対象となる児童について、必要条件と望ましい条件が混在しており、分かりにくいとの御指摘があったことから、内容を整理し、次のとおり訂正した。必要条件として、①本人と保護者の希望があること、②市内在住で不登校またはそれに準じる状態にある児童であることとした。また、望ましい条件として、市や校内の教育支援センターの利用

を示し、こちらは必要条件ではないことを周知した。登下校については、保護者の送迎を前提としていたが、保護者の負担が大きいため、検討してほしいとの御指摘を受け、登下校の方法については本人、保護者と面談をして決めていくこととした。なお、これらの周知にあたっては、学校から保護者への電子連絡ツールの「tetoru」で配信し、インストールしていない保護者に対しては電話等で連絡するなど、確実に全ての保護者に情報が届くよう学校へ依頼した、と発言

小熊教育長

訂正した内容を文書として提出することはできるか、と質問

利根川指導課長

先程の内容については、メールで配信したため、その内容を示すことはできる、と回答

小熊教育長

口頭での説明だけでは分かりづらいので、文書として提出をしていただきたい、と要望

古本委員

学びの多様化学校の対象となる児童の保護者に、「tetoru」でメール配信をして、申し込みを待つのではなく、来ていただけるように、配布物などで積極的に案内をすることは可能か、と質問

利根川指導課長

学びの多様化学校の説明会については、先週の日曜日に開催したところだが、今後、こういったものが設置されることについて、配布物などで周知をすることは可能である、と回答

古本委員

周知については一方通行ではなく、ぜひ来ていただきたいという形にした方が、申し込み者も増えると思うので、検討していただきたい、と要望

小熊教育長

この件について、前向きな答弁はできるか、と質問

利根川指導課長

学びの多様化学校が、4月1日から開室する予定であることを、より分かりやすくし、文書で配布することを検討していきたい、と回答

小熊教育長

インターネットの時代ではあるが、必要に応じて文書の活用もしていかなければならないという指摘だと思うので、しっかりと取り組んでいきたい。また、「tetoru」で配信をしているということだが、その配信を見逃したり、見なかったりすることへの対応も必要だと思うが、その対応については、どのようなことを考えているのか、と質問

野村学校教育部次長

学校では、不登校児童生徒に対して、電話や家庭訪問を行っているので、「tetoru」での配信だけでなく、そういった場面で学びの多様化学校について、しっかりと伝えていきたい、と回答

小熊教育長

学びの多様化学校の件だけではなく、日常的に様々な連絡を配信していると思うが、それがしっかりと伝わっているかどうかの確認はどのようにされているのか、と質問

江住総合教育センター所長

「tetoru」には、開封確認ができる機能がついている。この機能により、学校が重要な連絡の開封状況を把握できるので、未開封の家庭に対して、担任の先生を通じて、しっかりと連絡をしていくように、教育委員会から指導をしていきたいと思っている、と回答

小熊教育長

開封確認の機能については、我々の使っているメール等もそうだが、中身まで細かく見ていないという状況が起こりうると思う。送付する際に児童生徒がいれば、そこでしっかりと話をするなど、丁寧な対応をしていかなければならないと思う。各学校で送ったままになることがないようにしていきたいと思っているので、学校への周知をしていただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、答弁の訂正は終了した。

小熊教育長

令和6年第10回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

協議第3号（仮称）習志野市こども計画(案)について

（学務課）

奥山学校教育部主幹

協議第3号「（仮称）習志野市こども計画(案)について」、説明する。本計画の策定にあたっては、令和5年12月22日のこども大綱の閣議決定以降、取り組みを開始した。令和6年3月以降、保護者やこども・若者から、紙面やWebを活用したアンケート調査を実施したほか、子ども議会や市民団体の活動場所に赴くなど、意見を伺ってきた。それらの意見については、本日お配りしている（仮称）習志野市こども計画(案)の37ページから83ページにまとめている。また、庁内では、こども部長を委員長、次長職を委員とする庁内検討委員会を開催するとともに、外部委員の参画する会議では、子ども・子育て会議を4回、青少年問題協議会、11月13日の福祉問題審議会、そして本日の教育委員会会議にて協議をさせていただくこととしている。今後としては、12月1日から1か月間、パブリックコメントを実施し、来年2月の教育委員会会議において議決を経て、さらに最終案についての庁内会議を経て、3月末に策定を予定している。

A3版資料の概要版を御覧いただきたい。計画の位置付けについてである。本計画は、こども・若者施策及び少子化対策を総合的に推進するため、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として策定し、現計画である「子ども・子育て支援事業計画」に「子ども・若者計画」、「少子化対策」を包含し、より総合的、一体的な計画として策定するものである。これにより、実施事業数は、109事業から大幅に増加し149事業となっている。この149事業の内訳については、新たな取り組みである新規事業が15事業、現在、実施している取り組みだが、今回の計画に新たに位置付けた事業が29事業、現計画で実施しているが、内容を充実させている事業が20事業、その他の事業が85事業となっている。なお、この149事業のうち、教育委員会の事業は、53事業となっている。次に、計画期間についてである。本計画に包含する「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は、法律で1期5年と定められていることから、令和7年度から令和11年度の5年間となる。次に、施策体系についてである。施策体系は、現計画である「習志野市子ども・子育て支援事業計画」を基本としている。3つの基本視点と基本目標、6つの基本方針、18の基本施策を位置付

け、その中で5つの重要な基本施策を重点施策として位置付けている。「こども基本法」における「こども」の定義について説明する。「こども基本法」における「こども」は、心身の発達の過程にある者と定義されており、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を総称している。本計画では、分かりやすい表現とする観点から、乳幼児から高校生相当である18歳までを示す場合は「こども」、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある、概ね29歳までを「若者」の呼称を用いることとし、基本理念以下の施策体系についても、施策内容に合わせ、「こども・若者」としている。

3. 重点施策を御覧いただきたい。1つ目はこども・若者の権利擁護の推進である。こども計画とするとあたり、新たに位置付けた基本施策であり、重点施策である。こども・若者がその権利を擁護され、様々な環境のもと自己肯定感を持って、健やかに成長していくための取り組みを位置付けている。具体的には、いじめの未然防止、解消に向けた取り組み、虐待等の予防、早期発見と対策を図るためのこども家庭センターにおける取り組み、ヤングケアラーの認知度向上と、その支援の取り組みを位置付けている。2つ目は、教育・保育の環境整備の推進である。これまで、こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画に基づき、取り組みを進めている。引き続き、この取り組みを進めるとともに、小中学校の改築、放課後児童会の取り組みについても、より充実させていくことから、重点施策として位置付けている。具体的には、就学前の保育施設の整備による待機児童の解消、放課後児童会の整備による待機児童ゼロの維持、学校の教育環境の整備として、改修、改築の計画的な実施と体育館等への空調設置を位置付けている。3つ目は、こどもと親の健康支援の推進である。本市ではこれまでも習志野版ネウボラの取り組みとして、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援に取り組んできている。今年度から実施している産後ケア事業や今後新たに実施する5歳児健診など、より一層、母子保健事業の充実を図ることから重点施策としている。4つ目は、多様なニーズに応える保育サービスの推進である。一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業等、子育てしやすい環境とするための保育サービスの充実に関する施策である。令和8年度から、新たな保育サービスとして、こども誰でも通園事業が開始されることなどから、本施策を重要施策としている。5つ目は、地域におけるこども・若者の居場所づくりの推進である。地域でこどもが安心して過ごせる環境づくりの施策として、放課後子供教室の整備などを位置付けている。国は、令和5年12月のこども大綱の策定と併せて、「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定し、こどもが安心して過ごせる居場所づくりの重要性を示している。本市としても、引き続き、しっかりと取り組みを進めるため、本施策を重要施策としている。なお、重点施策には、計画の実施状況の把握、点検のため、成果目標及び取り組み目標を設定している。

4. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を御覧いただきたい。本計画に包含する「子ども・子育て支援事業計画」では、「子ども・子育て支援法」に基づき、幼稚園、保育所、こども園等の就学前の教育、保育及び資料に記載のある地域子ども・子育て支援事業について、必要量及び確保方策を定める必要がある。本計画では、ニーズ調査等で把握した必要量に対応する確保方策を設定し、計画期間において適切なサービスの供給体制が確保されるよう取り組むこととしている。この中で、教育、保育の必要量と確保方策について説明する。近年は、教育、いわゆる幼稚園やこども園の短時間児を希望する家庭は年々減少する傾向にあることから、教育については、必要量に対し、十分に確保ができています。また、保育、いわゆる保育所等やこども園の長時間児については、年々希望する家庭は増加しています。本市では、これまで、こども園整備や保育所私立化事業、事業者誘致による保育定員の増加に取り組んできたことから、待機児童数は減少し、令和7年度には藤崎こども園、藤崎保育所の私立化により待機児童は解消できる見込みとなっている。併せて、就学前人口は徐々に減少してきていることから、本計画による保育の必要量と確保方策については、令和7年度から令和10年度は、地域による偏りはあるものの、市全体では、新たな施設整備等を行わなくとも、必要量に対し確保ができる見込みとなっている。しかしながら、令和10年度末には鷺沼地域にまちびらきがあり、人口増加が見込まれることから、令和

11年度には、認可保育所1か所、小規模保育事業所2か所、約170人程度の整備を必要としている。現在、本市では、令和7年度以降の人口推計を作成しており、完成後はその数値を使用し、必要量を算出するが、現在は、仮数値となっている。数値ができ次第、修正する予定である。数値に変更が生じるが、確保方策としては変わらないと見込んでいる。最後に、計画全体についての御意見とともに、計画の名称について御意見を頂戴したいと考えている。「こども基本法」に基づく計画はこども大綱を踏まえることとされており、こども大綱は、少子化社会対策、こども・若者育成支援、子どもの貧困対策を含むことから、本計画の対象は、概ね29歳までとしている。そのため、本計画では、計画書7ページに、こども・若者の定義を記載し、18歳までは「こども」とし、それ以上の年齢は「若者」の呼称を使用するとしている。しかしながら、計画の仮称は「こども計画」としており、若者は当事者意識を持っていないのではないか、分かりにくいという意見がある。ついては、事務局としても、計画の名称の候補を挙げ、本市独自の計画名とすることを考えている。参考として、国の計画名、千葉県の計画名を記載している。国のこども大綱では、全てのこども・若者が身体的、精神的、社会的に幸せ（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すとしていることから、国の計画名称は「こどもまんなか実行計画」となっている。また、千葉県は「こども基本法」第10条第1項に、都道府県は、都道府県こども計画を定めるよう努めるものとするところから、そのまま「千葉県こども計画」にしていると思われる。本市としては、国の考えも踏まえつつ、「こども・若者」や「まんなか」を使用した記載の案の中から選定したいと考えているが、これについて教育委員の皆様の御意見をお伺いしたい。最後に、教育委員会が取り組む、53事業の主なものを申し上げる。事業番号で申し上げると、4番のいじめの未然防止、解消に向けた取り組み、12番の学びの多様化学校の設置、22番の若者向けの情報発信、45番の伝統文化等に触れる機会の提供、52番の小中高等学校施設の整備、56番のICT教育の充実、65番の開かれた学校づくりの推進、115番の小中学校教育費の負担軽減、116番の学校給食費の負担軽減、127番の放課後子供教室の実施、146番のプラッツ習志野フューチャーセンターにおける若者支援などである、と概要を説明

古本委員

「習志野市子ども・子育て支援事業計画」に若者計画というものが新たに加わったが、非常に違和感がある。国の意向であると思うが、加わった理由を説明していただきたい、と質問

奥山学校教育部主幹

「こども基本法」が令和5年4月1日に施行された。こども大綱は「こども基本法」の中で策定することになっている。今まで個別の法律の中で定められていた、子供の貧困に関する大綱、少子化対策に対する大綱、こども・若者に対する大綱の3つを包含した大綱がこども大綱である。それらを踏まえて計画を策定することになっているので、若者が含まれている、と回答

古本委員

その若者の担当はどこの部署になるのか、と質問

奥山学校教育部主幹

現在、習志野市役所には若者担当部署はない。この計画についても、全庁的に取り組むことになっている。例えば、若者の雇用に関しては、産業振興課が担当であり、ひきこもり関係の事業については、障がい福祉課が担当している。また、今回の事業で位置付けているフューチャーセンターの取り組みについては、プラッツ習志野で行っている事業なので、社会教育課が担当している。全庁で若者に関する施策を持っているので、それぞれの部署で担当することになる、と回答

古本委員

教育委員会の担当は基本的にこどもと考えて良いのか、と質問

奥山学校教育部主幹

教育委員会においても、社会教育課に青少年健全育成の事業などがあるので、小学生から高校生までの施策について、所管をしているという認識である、と回答

古本委員

29歳が若者なのかは、時代によって違うのかもしれないが、私はこどもや若者ではないと感じるがいかがか、と質問

奥山学校教育部主幹

国の説明の中では、18歳や20歳といった年齢で、その支援が途切れてしまうことがないように、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて幸せに暮らしていけるようにすることとされている。また、こどもとは、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者とされている。具体的な事例としては、児童相談所の児童養護施設などが18歳までを対象としていることから、それ以降は必要な支援を受けられず、社会に放り出されてしまうといったこともある、と回答

馬場委員

若者を含めると漠然としたイメージになる。説明では全庁で若者に向き合うとのことだが、それを1つにまとめるということに、古本委員と同じように違和感がある。こども部と同じように若者部みたいなものがあると良いと思うが、実際は難しいと思うので、各部署の連携が必要であると思う。また、当事者として意識しづらいという理由で、名称の中に若者という文言を入れても、その内容自体が当事者である若者たちに本当に届くのか疑問である。私の考えだが、20代ぐらいの若者は、社会に出ており、市政などにあまり関心が向かないと思う。困った時に、市役所に頼るという考えになれば良いが、なかなかそういった考えにはならないと思うので、どのようにすれば若者たちに施策が届くのかを考えていかなければならないが、今の段階で具体的な考えはあるのか、と質問

越川社会教育課長

馬場委員の御指摘のとおり、若者世代と繋がるチャンネルというものを、持ち合わせていない。小、中、高校生もしくは大学生くらいまでは繋がるができるが、その先の若者については、各政策分野で関わりのある方とは繋がるができるものの、その他の方はチャンネルがない。計画書の118ページの22番に、若者向けの情報発信という事業があるが、これについてもアクセスをしていただく必要がある。今回、若者の意見を聞く機会があったが、その中で、地域のイベントの情報を含めて、市で発信する情報をまとめてキャッチしたいが、それができないという御意見をいただいているので、社会教育課が中心となり、まずは情報発信のプラットフォームを作っていく。また、庁内からどのような形で情報を集めていくのかを検討していく。若者側にも様々な情報を欲しいと思っている方がいるということが、意見を聞く中でわかったので、プラットフォーム作りから始めていきたいと考えている、と回答

馬場委員

若者ならではの情報の集め方もあると思うので、若者に届くようにしていただきたいと思う。また、重点施策については、これまでに教育委員会会議の中で意見を申し上げたものもあるので、内容

については、十分、納得のいくものであると思う。こどもや若者たちが、将来にわたって自己肯定感を高めながら、生まれてきてよかった、習志野市に住んでよかったといった思いを抱けるような施策を進めていただきたい。それがひいては、将来、習志野市のためにという思いに繋がると思う、と発言

古本委員

今回の違和感というのは、成人式に関係しているのかもしれない。例えば、「これから君たちを待っているのは社会の荒波であるが、頑張って生きていかなければならない。」ということから、「社会の荒波が待っているが、サポートをするので頑張ってほしい。」というように、成人式の挨拶も変わっていくのではないかと感じている。また、国の施策によって、社会が変化することは仕方がないことであるが、そういったことも含めて、今後、若者たちをサポートしていく施策を考えていかなければならないのか、と質問

奥山学校教育部主幹

馬場委員からの御意見にもあったように、「子ども・若者育成支援推進法」の中で、若者の自己肯定感が低いということや、ニートの問題、若者の自殺、若者が将来の夢を描けないなどといったことが課題となっている。そういった実情に対する施策として国が法律を定めたことを受けて、より一体的な形で、「こども基本法」ができているという経過がある、と回答

小熊教育長

教育委員会として、どの分野においても市長事務部局と連携をしっかりとしていかなければならないということを再確認したところである。これまでも幼、小の連携であったり、放課後子供教室の設置であったり、また、ある意味では学校運営協議会もそうだが、この新しい計画で教育委員会が該当している53事業について、学校教育の部分で、市全体で連携し取り組まなければならないという部分があれば、計画に関わってくるので、補足して説明していただきたい、と質問

奥山学校教育部主幹

計画として位置付けているもので、重点施策にも入れている事業は、いじめの未然防止解消に向けた取り組みの推進などである。また学びの多様化学校や小中学校施設の改修、施設の整備、ICT教育の充実などが新たに取り組む事業である。また、子ども・子育て会議の委員から、外国籍の方の支援については、今まで「習志野市子ども・子育て支援事業計画」の中でも位置付けることができていなかったの、その取り組みを積極的にお願いしたいという御意見があり、新たに位置付けようと考えたが、外国籍の方が特別と捉えられてしまうということや、本来は通常の教育の中でしっかり行うべきものであるということから、教育委員会の事業の中に外国籍の子どもに対する取り組みを記載させていただいたところである。また、こども部との連携という部分で、放課後子供教室については児童会との連携、子どもの相談業務に関しては、児童虐待のことについて連携をしている、と回答

小熊教育長

今説明のあった、外国籍の日本語を母語としない児童生徒の教育について、この計画に基づいて補足して説明していただきたい、と質問

利根川指導課長

日本語を母語としない児童生徒に対しての教育については、現在、袖ヶ浦西小学校に設置している日本語指導教室が中心となっている。そちらの方で、全市的に支援が必要という児童生徒が

集まって授業を受けている。また、各学校には翻訳機を配布しており、必要に応じてその翻訳機を活用し、児童とのコミュニケーションを取っている。日本語指導教室においても翻訳機を使って学習を進めており、必要に応じて貸し出しをして、自分の学校で使っていただくという取り組みも行っている、と回答

小熊教育長

現状そういった取り組みをしているが、それを拡充して、各学校で幅広く生活に適応できるように指導をしていかなければならない。今回の計画の中にも記載されているということなので、しっかりと取り組まなければならないことを再確認した、と発言

馬場委員

この計画を作るにあたり、子どもや若者の意見聴取をしているようだが、今後、令和11年度までの間に、途中で意見聴取を行う予定はあるのか、と質問

奥山学校教育部主幹

今回の意見聴取については、計画を策定するという中で行ったものである。今回新たに、子ども・若者の市政参画促進という事業を1番目に位置付けさせていただいた。これについては、「子ども基本法」の中で、子どもや若者の意見をその施策に反映するということが謳われているので、当事者の意見をしっかりと聞く必要がある。来年度は、庁内でも様々な行政計画を策定する年度になっていることから、子どもや若者に関わる施策については、子どもや若者の意見を何らかの形で聴取していただくように庁内に依頼したいと思っており、子ども政策課としてはその意見を把握していくことを考えている、と回答

馬場委員

今回、意見を聴取した人数が少ないと思う。例えば、学校に依頼して、子どもから直に意見を聞くことなどが必要と思うが、いかがか、と質問

奥山学校教育部主幹

子育て支援に関するニーズ調査については、未就学児と就学児の保護者に対して調査をしている。また、今年の3月には、学校に依頼し、全小中学生から意見を聴取している、と回答

馬場委員

様々な意見を吸い上げる必要がある。子どもの意見を見ると、率直な意見がとても多いという印象なので、広く声を集めていただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第3号は終了した。

その他

利根川指導課長

会議冒頭の令和6年第10回定例会における「報告事項(4)習志野市学びの多様化学校の概要と開室に向けたスケジュールについて」の訂正答弁において、小熊教育長から訂正内容を文書にて提出するよう要望があったが、メールを送付したのみとなっており、改めて、文書の配布はしていない。理由としては2つの文書があると、混乱が起きることを想定したためである。学校に対し

では、「tetoru」をインストールしていない家庭へ紙媒体で配布し、併せて電話でも周知することを依頼している。また、フレンドあいあいや、校内の教育支援センターを利用している児童の保護者に対しては、相談の中で話題にしたり、紙媒体で改めて説明をしたりしている。メールは2回に分けて送付している。先程、「tetoru」のメールを開封していても、中身を詳しく見ていない状況が起こりうるのではないかと御意見があったが、今回指導課としては、メールを配信した後に、再度配信するという形で対応した、と回答

小熊教育長

前回の教育委員会会議において表現に課題があり指摘をした。配布方法を聞いているのではなく、口頭で説明を受けてもなかなか把握ができないので、指導課長が説明した内容を文書で確認をしたいという思いであったが、内容は変わっていないということか、と質問

利根川指導課長

会議冒頭で説明した点は訂正している。もう1度整理し、まとめたものを教育委員に配布させていただきたいと思う、と回答

小熊教育長

口頭での説明だけでは分かりづらい部分があるので、文書で説明をしていただけると、我々としても、それに対してしっかりと意見をすることができるという思いで要望をしたものである、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、その他は終了した。

＜報告事項(1)及び(2)並びに議案第35号、
協議第1号及び協議第2号については非公開。
ただし、報告事項(1)については令和6年11月26日をもって、
協議第1号及び協議第2号については令和7年2月14日をもって、
市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

報告事項(1) 令和6年度教育費予算案(12月補正)について

(教育総務課)

早川教育総務課長

報告事項(1)「令和6年度教育費予算案(12月補正)について」、説明する。

A3版資料を御覧いただきたい。この内容については、10月の教育委員会会議において、議決をいただき、市長に申し入れをしたので、その結果を報告するものである。近年の物価高騰による給食の賄材料費の増額補正を要望したもので、申し入れ額としては、6,906万6,000円である。市長部局との協議の結果、2,897万3,000円を補正額として市議会に提案するものである。申し入れ額との差額について説明する。前回、給食費を改定したのが平成28年であり、そこから起算して令和6年度までの増額分を教育委員会として申し入れた。しかし、市長部局との様々な協議の中で、今回については、令和6年度の増額分だけを、補正予算として計上することとなった。具体的には、米の価格が大幅に上昇していること、また、その他の食材も値上げをしている。その令和6年度の増額分を計上することとなり、結果、2,897万3,000円となったものである。なお、教育委員会としては、令和7年度について、昨今の物価上昇を踏まえると、給食費改定が必要であるとの考えである。給食費改定で増額した分を保護者が負担するのか、公費で負担するのか、

といったことを、今後の予算編成の中で協議、決定していきたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 令和6年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の授与について
(教育総務課)

報告事項(2)は終了した。

議案第35号 令和6年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について(教育総務課)

宮崎学校教育部主幹

議案第35号「令和6年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について」、概要を説明

採決の結果、議案第35号は原案どおり可決された。

協議第1号 令和7年度習志野市教育行政方針(素案)について (教育総務課)

協議第2号 令和7年度教育費当初予算案について (教育総務課)

伊坂学校教育部主幹

協議第1号「令和7年度習志野市教育行政方針(素案)について」、説明する。本編資料の令和7年度習志野市教育行政方針(素案)も併せて御覧いただきたい。

スライド番号1を御覧いただきたい。習志野市教育行政方針とは、本市教育の長期計画である「習志野市教育振興基本計画」の年次計画にあたり、当該年度の取り組みの重点を示すものである。この教育行政方針を基に担当課等が事業を実施し、その結果について教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価でチェックをしていく。さらに、点検・評価の結果を、次年度予算の編成に生かすことで、教育行政のPDCAサイクルとなっている。

スライド番号2を御覧いただきたい。各課の次年度当初予算の編成が始まる時期に合わせ、教育行政方針の素案を作成している。今後は、当初予算の内示に合わせて、教育行政方針も修正を進めていく。

スライド番号3を御覧いただきたい。令和7年度の教育行政方針の特徴について説明する。令和7年度は、現行の「習志野市教育振興基本計画」の実施期間最終年度に当たる。特徴の1つ目は、本計画の施策の中で、特に目標を達成していないもの、これまでの点検・評価において、目標値に達していない施策について、特に強化した取り組みをしていくことである。2つ目は、多様な教育ニーズへの対応である。現在の社会情勢や自然環境の変化等に伴い、多様な学びの機会の保障や、より良い教育の質の充実など、教育に対する様々なニーズの高まりがある。このような多様化する教育ニーズへ対応していくことを、次年度の方針として掲げた。

スライド番号4を御覧いただきたい。具体例をいくつか紹介する。まず、学校教育に関わるものである。本編資料の3ページ目の施策番号5(5)の幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進の3つ目はスタートカリキュラムの事例作成、習志野市接続期カリキュラムの見直しを行うものである。これについては、点検・評価で学識経験者からも御意見いただいております。こども保育課と指導課の両課で取り組んでいく。次に、施策番号8(1)のいじめ・不登校の未然防

止、解消に向けた取り組みの進展についてである。不登校の児童生徒の割合は、目標値に達しておらず、強化を図らなければならない施策の1つである。①の3つ目は不登校児童生徒にとって安心できる、校内の居場所づくりとなる校内支援センターの全校設置を目指していくものである。本編資料の4ページ目の②の7つ目は学びの多様化学校を設置し、環境整備やきめ細やかな支援体制の構築を図っていくものである。

スライド番号5を御覧いただきたい。本編資料の8ページ目の施策番号13(3)②の体力・運動能力の向上の4つ目は生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築に向けた部活動地域移行の推進である。令和5年度から3年間の改革推進期間に始まった取り組みだが、国や県の方針に従い、令和7年度も拡大する方向で推進していく予定である。③の教職員の健康管理の充実については、本年11月から始める事業だが、産業医の配置が義務づけられていない未配置校にも、産業医を配置し、長時間勤務職員への医師面談を漏れなく実施し、教職員の健康管理の充実を図っていく予定である。

スライド番号6を御覧いただきたい。本編資料の10ページ目の施策番号18(3)①の1人1台タブレット端末の効果的な活用についてである。こちらも、点検・評価において、「全国学力・学習状況調査の質問紙調査でICTを活用して毎日授業を受けたと回答した児童生徒の割合」の目標値、100%に対して、未だ到達しておらず、強化を図らなければならない施策である。令和7年度は、授業支援システムの導入も図り、ICT活用推進プロジェクトの一層の推進に取り組んでいく予定である。本編資料の11ページ目の施策番号19(4)の防災・減災教育の展開についてである。近年の自然災害の現状から、防災教育は必須となっている。そこで、①の4つ目は災害対応マニュアルの作成をしていくものである。また、②の4つ目は防災士や危機管理課、消防等と連携した防災学習の充実を図っていくものである。

スライド番号7を御覧いただきたい。次に、生涯学習に関わるものである。本編資料の15ページ目の施策番号27(1)の文化財の保存についてである。①の3つ目は前回の教育委員会会議で御協議いただいた、新総合教育センターの整備に伴う、実花公民館の跡施設における郷土資料展示室開設に向けた基本構想策定について検討するものである。本編資料の16ページ目の施策番号32(4)の子どもの居場所づくりの推進についてである。①の1つ目は放課後子供教室の開設だが、令和6年度は鷺沼小学校に開設したことで、現在は11の小学校に開設している。令和7年度は、津田沼小学校、大久保小学校、谷津南小学校に開設する予定である。

スライド番号8を御覧いただきたい。本編資料の18ページ目の施策番号40(2)の小・中学校の教育環境の整備についてである。①の1つ目は次年度に大久保東小学校の建て替え工事を始める予定のものである。また、鷺沼小学校の移転、建て替えの設計を行う。②及び施策番号41(3)①の1つ目は熱中症の対策が急務であることから、市立全小、中、高等学校の体育館に空調を設置する予定のものである。施策番号42(4)の学校関連施設の環境整備についてである。③の(仮称)新総合教育センターの整備に向けた基本計画策定を予定している。本編資料の19ページ目の施策番号44(1)の「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)についてである。①の2つ目にありとおり、袖ヶ浦体育館の空調設備設置、秋津サッカー場の人工芝化及び観覧席のトイレ改修工事を予定している。

スライド番号9を御覧いただきたい。本編資料の19ページ目の施策番号45(1)の教育委員会事務局の活性化についてである。①の1つ目はPDCAサイクルに基づく活動の推進の基となる次期「習志野市教育振興基本計画」を策定するものである。④の先進的な施策の研究の2つ目は教育費の保護者負担の軽減に向けた取り組みについて、今年度の実績と検証をもとに、次年度も推進していく予定である。

スライド番号10を御覧いただきたい。今後のスケジュールについてである。本日の協議の中でいただいた御意見と、今年度からの取り組みとして、校長会からの現場の御意見、また、当初予算の内示を受けて、本素案に修正と変更を加える。修正案を取りまとめ、最終案を2月12日の教

育委員会会議に議案として提出をする。3月の市議会で当初予算が議決されたことを以って、策定が完了となるので、4月上旬を目途に学校、園、関係機関へ配布し、ホームページでの公表を行う予定である、と概要を説明

早川教育総務課長

協議第2号「令和7年度教育費当初予算案について」、説明する。今、説明した、教育行政方針の素案と密接に関連しているので、続けて説明させていただく。こちらについては、先程の教育行政方針の素案で説明した内容を、予算として整理したもので、前年度対比を含めて130の事業がある。そちらを令和6年度の予算額に対して、令和7年度の申し入れ額として整理したものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。主要な事業を説明していく。14番の富士吉田自然体験学習推進事業は、拡充事業である。小学校の自然体験学習において、鹿野山少年自然の家以外の施設を検討するため、富士吉田青年の家を使用し、小学校1学年の2校を対象に実施しようとするものである。

資料2ページ目を御覧いただきたい。24番の始業前留守世帯児童支援事業は、新規事業である。保護者の就労等により、小学校の登校時間以前に留守世帯になる児童について、校舎の一部を開放することにより、早めに登校を可能とするものである。28番の情報教育推進事業は、新規に授業支援ソフトウェアを導入するため、2,609万4,000円の予算を申し入れようとするものである。31番の校務用パソコン整備事業は、新規にデジタル採点システムを導入するため、308万円の予算を申し入れようとするものである。また、学びの多様化学校の運営にあたって、必要な予算を計上している。33番の(仮称)新総合教育センター再整備事業は、敷地測量業務の委託と基本計画策定業務の委託をするものである。34番の小学校の運営費は、拡充事業である。保護者負担の軽減のため、831万8,000円を申し入れようとするものである。

資料3ページ目を御覧いただきたい。38番の小学校水泳指導等委託事業は、現在、大久保小学校と藤崎小学校において民間のプールを使用し授業をしているが、これを拡大し、新たに屋敷小学校と谷津南小学校でも実施をしようとするものである。41番の小学校パソコン推進事業は、新規事業である。児童生徒のタブレット端末が更新を迎えるので、新たにリースするための費用として、2億8,506万4,000円を計上するものである。42番の小学校施設改善整備事業は、老朽化した学校施設も課題だが、校舎及び体育館のLED化を図っていこうとするものである。43番の小学校空調整備事業は、各学校の普通教室、特別教室及び体育館にエアコンを設置しようとするものである。46番の大久保東小学校校舎改築事業は、大久保東小学校の建て替えに着手すべく、工事費を予算計上している。

資料4ページ目を御覧いただきたい。48番の小学校長寿命化改修事業は、現在、屋敷小学校にて行っているが、続いて藤崎小学校に着手したいということから、設計業務委託の予算を計上している。これ以降は中学校の事業だが、先程、小学校で申し上げた内容と同様の考え方で計上している。

資料5ページ目を御覧いただきたい。60番の中学校長寿命化改修事業は、現在、第一中学校が行っており、今年度で終了する。来年度に第三中学校及び第六中学校に着手したいということから、設計業務委託の予算を計上している。67番の高等学校施設整備事業は、習志野高校においても、体育館にエアコンを設置するための予算を計上している。

資料6ページ目を御覧いただきたい。89番の公民館管理運営費は、公民館主催の講座、事業の申し込みに、24時間、どこでも予約ができるシステムを導入するため、1,495万2,000円を予算計上している。

資料7ページ目を御覧いただきたい。100番の放課後子供教室事業は、拡充事業である。来

年度、津田沼小学校、大久保小学校、谷津南小学校に、新規開設するために必要な予算を計上している。105番の青年の家長寿命化改修事業は、2か年にわたって、富士吉田青年の家の長寿命化改修工事を行うために必要な予算として、2億9,389万8,000円を計上している。110番の運動部活動支援事業は、拡充事業である。運営連絡システムの導入や運営を民間事業者へ委託するということから、部活動の地域移行を充実していくために必要な予算を計上している。

資料8ページ目を御覧いただきたい。120番の体育施設整備事業は、秋津サッカー場の人工芝化設備工事費として、4億4,995万5,000円と、トイレ改修費として、4,624万4,000円を予算計上している。併せて、体育施設においては、袖ヶ浦体育館にもエアコンを設置することを計画している。123番の給食センター賄材料費は、報告事項(1)で説明したとおり、補正予算の方でも計上させていただいたが、来年度に向けて、賄材料費の増額分を計上している。130番の第一中学校給食室改修工事事業は、第一中学校の生徒が増えることに対応し、引き続き自校方式を維持するための、給食室改修工事实施設計費用を予算計上している。教育費全体の合計としては、134億7,986万8,000円の申し入れ額となっている。前年比は、4億8,121万8,000円の減となるが、この要因は、今年度の第二中学校の大規模改築工事や第一中学校の長寿命化改修工事により、その工事費がかさむ年であったためである。来年度はそれがなくなるので、4億8,121万8,000円の減となっている。しかし、教育委員会としては、教育のDX化や老朽化した学校施設への対応、不登校といった課題に対応できるように、必要な予算は申し入れができるものと考えている、と概要を説明

古本委員

部活動の地域移行について質問したい。今後、生徒や先生方の負担を減らすという意味と、生徒たちに、より質の高いものを提供するという意味において、非常に重要だと思うが、現在、指導者の募集状況はいかがか。また、この取り組みの成果について教えていただきたい、と質問

荻原保健体育安全課長

令和5年度から改革推進期間が始まり、今年度で2年目になる。今、運動部の方では、7校中5校で休日に指導者を派遣している。全てではないが、各大会で上位の成績を残していること、また、指導者と生徒が良い関係で実施しているとの報告を聞いている、と回答

小熊教育長

指導者の募集状況についてはどうか、と質問

荻原保健体育安全課長

現在、7校中5校に指導者を配置しているところであるが、残りの2校についても、来年度に向けて、指導者を配置するための予算を計上しているところである。具体的には男子バレーボール部と卓球部だが、指導者が見つからないという状況である。市内の人材バンクや県の人材バンクにも登録しているが、やはり、指導者不足が他市を含めて1つの課題となっている、と回答

小熊教育長

現状、どのように配置したのか、と質問

荻原保健体育安全課長

以前からボランティアで指導していただいている方がいるので、そういった方に継続して部活動を見ていただいているということが、本市の特徴であると思っている、と回答

古本委員

全国で部活動の地域移行が進んでいく中で、指導者不足というのは今後も課題となる。我々が考えていかなければならないのは、予算の問題と指導者をどのように育成するのか、また、能力がある人たちをどのように見つけていくのかということである。質を担保するということでは、教師ではない人をお願いをするので、生徒たちを安心して任せられる人を確保できるように今後とも努力をしていかなければならないと思う。非常に大変だとは思いますが、幅広く考えながら取り組んでいただきたい、と要望

馬場委員

これまでもタブレット端末の利用について意見を申し上げているが、何度か学校訪問に行かせていただいている中で、素人から見ても使った方が良い場面で使っていないなど、やはり先生や学級によって差があると思うが、授業支援システムの導入によってどのように改善が図られていくのかを説明していただきたい、と質問

江住総合教育センター所長

現在、ファーストGIGAスクール構想では、マイクロソフトのワード、エクセル、パワーポイントを中心に、授業に取り入れている。今年度も各学校の公開研究会などで授業の様子を見てみると、十分に活用されていないということもあったので、現場の先生方が、実際にどのようなところが使いつらいのかを、しっかりと調査していく。授業支援ソフトについては、教員が授業の資料を準備することなどについて効率化が図れること。また、データを蓄積していけること、子どもたちについては、個別最適な学習が保障されることや、1人1台のタブレット端末があるので、先生が提示したもののだけを見るのではなく、手元で調べることができることなど、個別化が図れる。また、協働的な学びとして、思考の共有が図れる。複数人が授業の中で発表し、意見を述べたりする場面があるが、その全員の意見を画面で見ることができるソフトが入っている。そういったことを全てクラウド上で行うので、作業が煩雑になるとフリーズしてしまうという現象があったが、その現象を解消できるソフトを導入しようと考えている、と回答

馬場委員

先生の手助けとなるようなシステムであると理解したが、そのシステムによって、タブレット端末に苦手意識のある先生方の使用率が上がれば良いと思う。やはり見ていると、とても使いこなしている先生と、そうでない先生には差があり、児童生徒からすれば、不平等であると思うが、そういったことが改善するという理解で良いのか、と質問

江住総合教育センター所長

そのとおりである、と回答

馬場委員

とても期待している。授業支援システムを使いこなせるように、教育委員会から働きかけることが大事であると思う、と発言

江住総合教育センター所長

こういったシステムを導入するだけでなく、学校が具体的にこういった場面で使うと効果的であるのかということをしかりと提示し、十分に活用されるように取り組んでいきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号及び協議第2号は終了した。

小熊教育長

令和6年習志野市教育委員会第11回定例会の閉会を宣言